

# 1 2014年度の事業報告

## 1. 2014年度の課題（2014年度事業計画より要約）

全国消団連の場における連携を一層深めることで、消費者団体全体の存在感を高め、政策提言力を強める取り組みを最重点としました。

### <2014年度の視点・構え>

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 暮らしの視点・幅広い視野 | (2) 専門性・ネットワーク |
| (3) 豊富な会員参加・機関運営 | (4) 積極的発信・政策反映 |

### <2014年度の重点テーマ>

取り組むべき広範な課題の中で以下のようなテーマを重点として設定。また、これら以外の課題についても、理事会等で都度判断しながら必要な取り組みを行うこととしました。

(1) 消費者行政の次の5年に向けて準備すること	・消費者基本計画の本格改定に向けた議論に、消費者の視点から積極的に議論に参加していきます。
(2) 「規制改革」を暮らしの視点から点検すること	・規制改革の議論に生活の視点から参加し、「改革」の中身を検討します。
(3) 情報通信技術の高度化を暮らしや社会に役立つものにしていくこと	・情報通信技術の高度化が急速に、また不可避免的に進行していきます。社会的課題の解決に資するよう、消費者の視点から必要な取り組みを行っていきます。
(4) 豊かな食と農を実現していくこと	・グローバル経済の暮らしや産業構造への影響を注視しながら必要な取り組みを行います。 ・日本の豊かな食と農を実現するために、食料・農業・農村基本計画の改定に消費者の視点から取り組みます。
(5) 公正な市場経済と公共料金の透明性を高めること	・暮らしを守るために、市場における公正な価格形成と公共料金の透明性確保を求めていきます。
(6) 消費者市民の立場から地球環境とエネルギーについて考え、行動すること	・原子力発電に依存しない社会と、消費者が多様な選択肢から選べるシステムの実現に向けて取り組みます。 ・消費者市民として気候変動問題に取り組みます。
(7) 地域での活動を支援すること	・暮らしをめぐる様々な政策分野で「地域」がキーワードになっています。地域で様々な課題に取り組む会員団体に対して、全国消団連の機能を活用して可能な支援を行っていきます。

### <重点課題の推進体制>

理事会だけでなく可能な限り多くの会員団体の参加を得ながら進めるために、運営会議の充実を図ることとし、理事会や消費者大会実行委員会と同日開催としました。

## 2. 2014年度のふりかえり

### (1) 暮らしの視点・幅広い視野

情報収集に努め、学習会などを機動的に開催し、意見書等にまとめて積極的に発信してきました。一方で、次々と浮上する問題への対応に追われ、一つ一つの問題について暮らしの視点からの掘り起し・掘り下げや、幅広い意見の集約など十分に行えたとは言えません。そのような問題意識から、新たな試みとして3月に消費者契約に関する意識調査を実施し、公表しました。こうした取組みを引き続き推進し、暮らしの中のリアルな消費者実感や意識、意見を把握し、社会的に発信していくことが課題となっています。

意見書、パブコメの提出	31本（前年度19本）
学習会の開催	24回（前年度21回）
検討会議の開催	消費者基本計画で2回開催
調査活動等	消費者契約に関する意識調査※日本生協連の協力を得て実施。

### (2) 専門性・ネットワーク

5年ぶりの消費者基本計画改定への対応を年度課題の筆頭に掲げ、各分野に詳しい団体から専門的知見を寄せていただきながら総論的要望をまとめ、12月に消費者庁等に提出しました。しかし、具体的な施策の検討については、消費者庁からの起案待ちのために遅れ、実質パブコメ期間中3週間の取組みに留まりました。限られた期間での各団体からの意見提出を支援するため、意見ポイントの集約と速報発信などを進めました。

法曹団体や適格団体等と連携し、景品表示法への課徴金制度導入運動を進めました。短期間の取組みであったため、今年の消費者裁判特例法の運動よりも結集の幅は狭くなりましたが、昨年につき、消費者法の立法を進める一つの運動パターンとすることができました。

自然エネルギー発電事業者や環境団体等と共に自然エネルギー拡大運動を呼びかけました。国民的運動課題においては、幅広い参加の下に運動を広げていく役割が果たせるかどうか引き続き課題です。

地方消費者グループフォーラムを消費者団体以外にも開かれたネットワーク形成の場としていくために、キックオフ集会の企画・実施に協力しました。諸課題に向き合う地域でのネットワーク形成につながるよう、もう一段の工夫が必要です。

景表法課徴金運動	38団体で運動を組織。取組みを提起。
自然エネルギー拡大運動	呼びかけに加わり立ち上げを支援。
製品安全専門委活動	PL オンブズ会議と合同で、引き続き月1回ペースで定例会。
社会的責任に関する円卓会議	引き続き消費者セクター窓口として対応。
地方消費者グループフォーラム	キックオフ集会の企画支援。
全国消費者大会	引き続き実行委員会事務局として支援。
国際消費者機構（CI）	正会員として加盟。情報をネットワーク誌で紹介。

### (3) 豊富な会員参加・機関運営

会員団体の参加を促進するために運営会議と理事会の同日開催を開始し、また、運営会議に参加した際に理事会を傍聴できるよう理事会運営規則の改正を行いました。さらに、インターネットを活用した参加機会の拡大についても具体化を進めています。

地方団体の加入を促進するため、現状、会員団体の無い県を中心に、いくつかの団体に加入の呼びかけを行いました。

会員加入状況	47 団体 (前年度+3 団体)。※7 月に加入案内を 11 団体に送付。
運営会議開催状況	参加数①44 人、②36 人、③35 人、④34 人、⑤26 人
理事会開催状況	予定通り開催。
理事会回議	40 件 (前年 15 件)

### (4) 積極的発信・政策反映

情報発信は引き続きホームページ、ネットワーク誌、速報、連絡会 news の 4 ルートで進めています。ホームページは、一昨年のトップページリニューアルを機に閲覧回数が大きく伸びましたが、本年下期から前年を下回るようになりました。更なる改善を進めていく必要があります。速報等は前年を大きく上回るペースで発信しています。

意見書等の政策反映を図るため、マスコミ等へのより積極的な発信が課題となります。

ホームページの運営	訪問回数平均 14.7 千回 (前年 15.1 千回)
機関紙『消費者ネットワーク』発行	引き続き毎月発行。
全国消団連速報	99 号発行 (前年速報 72 号)
連絡会 news	46 号発行 (前年 news33 号)

## 1 情勢の特徴

### (1) 経済と暮らしについて

- ◇ 2014 年末の総選挙は与党の勝利となりましたが、野党の準備不足を突いた選挙で、投票率は戦後最低の 52% 台に止まったことも考え合わせると、国民の全面的な信任を得たとは言えず、国民生活に丁寧に目配りしながら謙虚な政権運営が求められます。
- ◇ 政府の経済政策（アベノミクス）では、金融政策と財政出動によって需要を刺激し、人々の期待に働きかけ、経済の好循環を実現するとされていますが、家計の負担増（消費税、電力値上げ、円安、原材料高、不十分な賃上げ・・・）の結果、個人消費は冷え込んだままであり、結果にはつながっていません。
- ◇ 引き続き様々な分野で企業の「稼ぐ力」を強化する視点から規制改革が試みられていきますが、一つひとつの中身について、暮らしの安心・安全や社会的公正の視点から注意深く点検していくことが必要になります。
- ◇ 資本主義経済の格差拡大に人々の関心が寄せられています。税制における応能負担や、社会保障制度による再分配について改めて検討する機運が表れてきています。
- ◇ 国会等において想定される主な動きとして次のようなものがあります。

2015 年春（通常国会）	2015 年秋（臨時国会）
・ 成長戦略の発表（6 月） ・ IR 推進法案（カジノ法案）再提出	・ TPP 交渉の進展

### (2) 社会的な課題について

- ◇ 2013 年末の「農林水産業・地域の活力創造プラン」をふまえ、新たな食料・農業・農村基本計画が策定されました。農協改革は通常国会に提出され、また TPP 交渉が進展を見せる可能性が報道されてきています。
- ◇ 日本人の食事摂取基準が昨年改定されました。2015 年は食育推進基本計画の 5 年ぶりの改定に向けた議論が行われます。国際消費者機構（CI）は 2015 年の世界消費者権利の日のテーマとして「健康的な食生活への消費者の権利」の運動を呼びかけ、その中のテーマとして「塩分摂取の削減」を挙げています。世界保健機関（WHO）もこれを喫緊の課題としてナトリウム摂取に関するガイドラインを発表しています。
- ◇ エネルギーシステム改革が進行中です。電力システム改革は、第一段階（広域運営推進機関）が 2015 年 4 月から施行、第二段階（小売全面自由化）も法が成立し 2016 年春頃に施行見込み、第三段階（発送電分離）が今通常国会に提出され、2020 年頃に施行見込みとなっています。政府内で改革の詳細設計に関わる様々な検討が進められています。特に「表示」「料金」などについては消費者団体として注視していく必要があります。ガスシステム改革についても小委員会報告書がまとめられ、2017 年を目途とした自由化が提言されています。
- ◇ 2015 年末に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がパリで開催され、2020 年以降の世界の気候変動・温暖化対策の大枠が合意される予定です。これに向けて日本の CO2 削減目標を設定するため、エネルギーミックスの議論が始まっています。原発再稼働に向けた審査が進められる一方で、再生可能エネルギー拡大や省エネ推進に向けた政治的な意思が明確にされない状況が続いています。
- ◇ 国際的な水銀の輸出入や適正な管理について定めた「水銀に関する水俣条約」が 2013 年に採択されました。早期発効と批准に向けた国内対策の整備が必要となっています。
- ◇ 2015 年 7 月の集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく安全保障法制の整備のため

の法案が今国会に提案される見込みです。戦後 70 年を経てもなお「諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」する状態を実現することができず、益々軍事的均衡に偏る危うい状況に陥っています。2015 年は NPT 再検討会議も開かれました。改めて暮らしの視点から平和を考える機会にしていかなければなりません。

- ✧ 憲法 96 条に定める日本国憲法の改正に関する手続を内容とする「憲法改正国民投票法」が 2010 年施行され、同法の一部を改正する法律が 2014 年施行されました。憲法改正の発議に向けて条件が整ってきています。
- ✧ 国会等において想定される主な動きとして次のようなものがあります。

2015 年春（通常国会）	2015 年秋（臨時国会）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全保障関連法案</li> <li>・農協改革関連法案</li> <li>・電気事業法改正案（発送電分離）</li> <li>・ガス事業法改正案</li> <li>・長期エネルギー需給見通し</li> <li>・医療保険制度改革関連法案（混合診療）</li> <li>・労働者派遣法改正案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ COP21（パリ）</li> </ul>

### (3) 消費者行政について

- ✧ 消費者庁・消費者委員会が創設されて 5 年が経過しました。消費者が主役となる社会の実現に向けて、消費者の立場に立つ「行政のパラダイム転換」の拠点として設けられましたが、政府全体の中で十分な力を持ち得ていない現状です。これを強化し、活用していくことが引き続き課題となります。昨年末、消費者委員会の消費者庁への移管が検討されていましたが、与党協議の結果見送られることとなりました。内閣官房及び内閣府の業務見直しにより、消費者庁が消費者行政の総合調整機能を持つこととなりました。
- ✧ 新たな消費者基本計画が 2015 年度から始動します。今後 5 年間で進める重点施策は必ずしも明確になっておらず、指標と工程表も漠然とした内容に止まったことから、年次の検証・評価と見直しの際に必要な是正を求めていくことが必要となります。
- ✧ 2015 年 2 月、法制審議会民法（債権関係）部会で「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」がまとめられました。消費者契約法や特定商取引法、割賦販売法など、契約に係る消費者法が見直しの俎上に上ってきています。消費者団体として動向を把握し、適切な改正が行われるように働きかけていくことが必要です。
- ✧ 消費者教育の推進や消費者被害の見守りネットワークの構築など、地域の幅広い主体の協働によって推進することが求められています。消費者政策課題に止まらず、福祉や防災、環境など、地域での問題解決に向けて連携を広げていくことが求められます。消費者委員会にも「消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ」が設けられ、3 月末から検討を開始しています。
- ✧ 国連貿易開発会議（UNCTAD）によって国連消費者保護ガイドラインの改定第一次案がまとめられました。国連ミレニアム開発目標（MDG's）に代わる新たな目標として議論が進められている国連持続可能な開発目標（SDG's）等と共に、2015 年 9 月の国連総会に諮られることになっています。
- ✧ 国会等において想定される主な動きとして次のようなものがあります。

2015 年春（通常国会）	2015 年秋（臨時国会）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法改正案</li> <li>・電気通信事業法改正案</li> <li>・民法（債権法）改正案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割賦販売法改正案</li> <li>・国連総会（消費者保護ガイドライン、SDG's）</li> <li>・CI 世界会議</li> </ul>

#### (4) 消費者団体の状況について

- ◇ 日本において消費者団体への社会的要請は益々強まり、「参加」の場も広がっています。一方で、取り組むべき問題は多様性と拡散性を強めており、皆が一緒に取り組むシンプルな運動になり難い状況があります。或るテーマに精通した人材が消費者運動側に数名しか居ない場合も多く、孤軍奮闘を強いられている状況です。消費者団体間の連携や「消費者視点」を備えた人材の発掘・育成が求められます。
- ◇ 益々グローバル化し、デジタル化していく世界においても同様です。多国籍で展開する非倫理的な企業活動に対抗していくためには、消費者運動の国際的な連携が必要との考えから、国際消費者機構（CI）は自らの機構改革やグローバルな消費者運動のオンラインプラットフォームの構築など新たなビジョンを発表しています。「消費者の力を解放しよう：世界市場における新しいビジョン」をテーマに第 20 回 CI 世界会議が 11 月ブラジルで開催されます。
- ◇ 2007 年に消費者団体訴訟制度が導入されて以降、消費者団体と法曹関係者、専門家などが連携し、各地に差止請求を担う適格消費者団体が結成されてきています（現在 12 団体）。これを増やしていくとともに、消費者裁判特例法により可能となる財産的被害の回復の担い手となる特定適格消費者団体を作っていくことが必要です。

## 2 2015 年度 活動方針

全国消団連が法人運営に移行した 2013 年度は“**組織運営の整備と定着**”を最重点とし、昨年 2014 年度は“**政策提言力を強める**”ことを最重点としました。

2015 年度はこれまでの成果を引き継ぎ、政策提言と組織運営に注力しつつ、いくつかのテーマでは“**具体的な課題解決**”を意識して取り組みます。

### (1) 暮らしの視点からの意見を発信していきます

私たちは主権者・国民としてこの国に暮らしています。安全保障政策や経済政策、エネルギー・環境政策、食料・農業・農村政策、社会保障政策など、特に暮らしに係わりの深い分野で進められようとしている「改革」について、幅広い視野から問題を検討し、発信していきます。

消費市場の安心・安全を高め、GDP の 6 割を占める家計消費を拡大させることが、今後の日本経済にとっても重要であることが明らかになってきています。近年、日本経済の先行きに関する人々の不安・不満・不信が高まる中で、規制改革による成長戦略が推進されています。その中には暮らしの安全・安心にかかわるような内容も少なくありません。暮らしの視点から、これら一つ一つの「改革」が生活にもたらす意味を多角的に読み解き、慎重に検討していくことが必要です。

消費者政策において「消費者市民社会の形成」が目標となっていますが、地域で活動する消費者団体は、凡そ暮らしに係わる様々なテーマを課題とし、意見の分かれるテーマについても学び合い・話し合いの場を設けるなどして丁寧に取り組んできています。意見の検討にあたっては、人々の実感や意識、意見を把握することに努め、暮らしの視点からの問題の掘り起し・掘り下げを意識して取り組みます。

また、暮らしからの意見を社会的な施策に反映させていくために、発信力を強化します。

### (2) 契約や取引に係わる法制度を消費者視点から見直します

民法（債権法）改正や消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法など、契約・取引に関する法改正が具体的に動きつつあります。消費者の視点からこれら議論を喚起し、改正運動を準備していきます。

消費者契約法は、消費者契約に関する包括的民事ルールを規定する民法の特別法として 2001 年に施行されました。しかし、施行後 13 年を経ても消費者被害は多数発生しており、また、高齢化や情報化の急速な進展により、法に想定されていなかった新たな消費者被害も多数生まれています。

既に 2014 年 11 月から消費者委員会に消費者契約法専門調査会が置かれ、議論が始まっています。この機を逃さず、消費者視点から望ましい改正となるよう働きかけを強めていきます。

### (3) 消費者の権利行使の基盤整備を求めていきます。

消費者が商品・サービスを選択したり、生活のあり方を判断・選択していくためには、必要な正しい情報を入手できることが大前提となります。「知らされる権利」は消費者・主権者にとって揺らぐことがあってはならない重要な権利の一つであり、公正な市場や民

主義の根幹と言えるものです。事業者情報の公開制度、行政情報の公開制度、公益通報者の保護など基盤整備を求めています。

例えば、電力システム改革の推進にあたっては、電力会社、料金メニュー、電源等に関する情報を消費者が得て、選択できるような制度を整備させることが必要になります。様々な団体と連携してそうした取り組みを進めていきます。

また、日本人の健康に係わる食生活上の問題として塩分の過剰摂取が指摘されています。消費者がそうした問題を自覚し、商品選択に反映することができる環境を整備しなければなりません。世界消費者権利の日 2015 のテーマは「健康的な食生活への消費者の権利」です。これを機に、生産者、食品メーカー、流通事業者など、フードチェーンを構成する多様な主体と連携して、消費者の啓発や選択が可能な環境づくりに取り組みます。

#### (4) 各地域での課題解決に向けて可能な支援を行います。

高齢者等の消費者被害をはじめ、暮らしに係わる様々なテーマについて地域における対応が求められています。各省庁が各所管の課題に対応する地域ネットワークづくりに取り組んでいますが、地域の側での受け皿(担い手)は重なり合っているのが現状であり、様々な主体と連携して取り組んでいくことが求められています。

また、2013 年末に成立した集団的消費者被害回復訴訟制度の施行準備が進められています。この制度を有効に機能させるために、内閣府令や施行規則、ガイドライン等に必要働きかけを行う他、適格団体や特定適格団体の設立を応援していきます。

こうした各地域の会員団体の主体的な動きに対応して、全国消団連の機能を活用して可能な支援を検討していきます。具体的には、在京の全国連絡会として、消費者庁や関係省庁、他セクター中央団体との窓口となり、情報提供などを担うことが考えられます。また、地域での具体的な活動展開や組織づくりやについて学習・交流できるような場を設けていきます。

#### (5) 会員団体間や国際的な消費者運動との連携を強めます。

全国消団連を通じて連携して活動する地域単位の消費者団体を増やし、日本社会の中に消費者セクターとしての塊りを形成していくことを目指します。

国際消費者機構(CI)を通じて海外の消費者運動とも連携を強めていきます。国際的な消費者運動の情報を収集し、発信していきます。

理事会での議論を更に充実させていくことに加え、理事団体以外の会員が参加する議論の場を豊富につくり出していきます。理事会への傍聴参加や学習会等のインターネット配信などによる参加も進めます。

2016 年の全国消団連結成 60 周年に向けて、これまでの活動(歴史)や意義についてまとめ、ホームページ等でわかりやすく発信していきます。